

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 7 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700037号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700131号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を10万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

A社から請求期間に係る賞与が支給されていたのに、厚生年金保険の記録として当該賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者の預金取引明細表により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が所持する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、B市から提出された請求者に係る平成18年所得分に関する「国民健康保険税・介護保険料の賦課資料について(回答)」の社会保険料控除額欄の額は、オンライン記録及びB市から提出された当該回答の給与収入欄の金額から推計される社会保険料等の額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金取引明細表において確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から10万2,000円とすることが妥当である。

また、賞与支給日については、上記預金取引明細表により確認できる振込日から、平成 18 年 12 月 8 日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 8 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。